



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算  
令和7年度補正予算版

| 目的  | 実施主体・支援の流れ                           | 支援メニュー(例)  | 補助対象経費(例)   | 補助率・上限・要件   | 事業名                              | 公募要領等関連HP   | 担当省庁・局・課   | 問合せ先(電話・メール)  |
|---|--------------------------------------|--|---|---|----------------------------------|---|--|---|
| 円滑な食品アクセスの確保に向けた、地方公共団体や食品事業者、フードバンク、子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援する。  | 地域協議会、都道府県・市町村、社会福祉協議会等              | ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置<br>②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置<br>③地域における食品アクセスの現状・課題の調査<br>④課題解決に向けた計画の策定   | ①及び④:地域協議会の活動経費(事務局員賃金・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等)<br>②:コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等)<br>③:食品アクセスに関する調査経費(調査員手当・旅費等) | 定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域)<br>2年目は3/4補助、3年目は1/2補助   | 食品アクセス確保緊急支援事業                   | <a href="https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/260128_143-1.html">https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/260128_143-1.html</a><br>(公募終了) | 農林水産省<br>消費・安全局<br>消費者行政・食育課                       | 03-3502-5723<br>foodaccess@maff.go.jp               |
| 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要となるため、食料支援等の取組を含め、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。                               | 民間団体<br>→NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体         | NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開。   | 人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等   | 定額  | 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査    |   | 内閣府<br>孤独・孤立対策推進室                                  | 03-3581-4531<br>kodoku.koritsu.taisaku.7x@cao.go.jp |
| 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、食料支援等の取組を含め、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。   | 都道府県、市区町村、中間支援組織                     | ・孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進<br>・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援 | 人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等   | 1/2補助(都道府県)、3/4補助(市区町村)、2/3補助(中間支援組織)   | 孤独・孤立対策推進交付金                     |   | 内閣府<br>孤独・孤立対策推進室                                  | 03-3581-4531<br>kodoku.koritsu.taisaku.7x@cao.go.jp |
| 食品寄附の促進のために必要な能力を構築・向上させるため、「食品寄附ガイドライン」について、食品寄附関係者等を対象とした研修会等を開催。また、令和8年度からのフードバンク認証制度の本格運用に当たり、地方公共団体や食品関連事業者等に対して制度の目的や内容について広く周知広報を行い、食品寄附への社会的な信頼を高め、食品寄附を促進する。                     | 民間団体                                 | ・食品寄附ガイドラインに関する研修会等の実施<br>・地方公共団体や食品関連事業者等に対してフードバンク認証制度の目的や内容に関する周知広報を実施  | 食品寄附ガイドラインに関する研修会等の実施に要する人件費等   | 定額<br>※請負事業のため補助率等なし  | フードバンク認証制度を含む食品寄附等に関する周知広報事業     |   | 消費者庁<br>消費者教育推進課<br>食品ロス削減法制検討室                    | 03-3507-9261<br>no-foodloss@caa.go.jp               |
| 令和8年度から始まるフードバンク認証制度に係る認証取得に向けてフードバンクが体制を整備することを支援する観点から、食品衛生責任者・倉庫管理主任者の資格取得の経費を補助するとともに、トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修の経費を補助する。  | 民間団体→フードバンク等                         | ・食品衛生責任者・倉庫管理主任者の養成講習を受講する費用の補助<br>・トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修の経費を補助  | ①食品衛生責任者・倉庫管理主任者の養成講習を受講する費用<br>②トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修の経費                                       | 【補助率】<br>1/2<br><br>【上限】(調整中)<br>①20団体を上限に、各講習について1団体当たり10名までを想定。<br>②申請上限額を450万円、10団体に補助することを想定。 | フードバンクの認証取得に向けた体制整備支援事業          |   | 消費者庁<br>消費者教育推進課<br>食品ロス削減法制検討室                    | 03-3507-9261<br>no-foodloss@caa.go.jp               |
| コンビニエンスストア等の小売店が自治体やフードバンクと連携し、所在地や経営形態等に合わせ、コンビニエンスストアにおいて販売期限切れの食品を、支援が必要な者に無償提供し、有効活用するコミュニティパントリー(都合が良い時に未利用食品を取りに行ける仕組み)を導入する際の課題を抽出・解消するための実証事業を実施し、全国の食品小売店が自ら本取組を実施するための留意書を作成する。 | 企業、自治体、フードバンク、フードパントリー、子ども食堂、社会福祉法人等 | ・コンビニ等の小売店が地域の自治体やフードバンクと連携し、所在地や経営形態等に合わせ、本取組を導入する際の課題を抽出・解消するための留意書を作成。<br>・本取組及び本取組の横展開に向けた、フードバンクに対するフードバンク認証取得を支援。  | コンビニ型コミュニティパントリー導入に向けた地域課題解消実証事業の実施に要する人件費等   | 定額<br>※請負事業のため補助率等なし  | コンビニ型コミュニティパントリー導入に向けた地域課題解消実証事業 |   | 消費者庁<br>消費者教育推進課<br>食品ロス削減推進室                      | 03-3507-9244<br>no-foodloss@caa.go.jp               |
| 食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、物流事業者等との連携による、未利用食品の提供体制の構築を支援する。  | 民間団体等→民間団体等                          | 食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援   | 人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、役員費、委託費等   | 定額  | 食品ロス削減等緊急対策事業のうち未利用食品の供給体制構築緊急支援 | <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227.8.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227.8.html</a>   | 農林水産省<br>大臣官房新事業・食品産業部<br>外食・食文化課<br>食品ロス・リサイクル対策室 | 03-6744-2066<br>loss-non@maff.go.jp                 |

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算  
令和7年度補正予算版

| 目的  | 実施主体・支援の流れ                       | 支援メニュー(例)  | 補助対象経費(例)   | 補助率・上限・要件   | 事業名                        | 公募要領等関連HP   | 担当省庁・局・課                                | 問合せ先(電話・メール)                             |
|---|----------------------------------|--|---|---|----------------------------|---|---|--|
| 「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に基づき策定された、食品寄附の信頼性向上のための「食品寄附ガイドライン」の周知を図る。                      | フードバンク等                          | 食品寄附ガイドラインの周知  | -   | -   | <b>食品寄附ガイドラインの周知</b>       | <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms_201_250120_02.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms_201_250120_02.pdf</a> | 消費者庁<br>消費者教育推進課<br>食品ロス削減法制検討室<br>関係省庁 | 03-3507-9261<br>no-foodloss@caa.go.jp    |
| 一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附活動への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附活動の拡大につなげることを目的とする。 | フードバンク                           | フードバンク認証制度の運用  | -   | -   | <b>フードバンク認証制度の運用</b>       | 準備中   | 消費者庁<br>消費者教育推進課<br>食品ロス削減法制検討室<br>関係省庁 | 03-3507-9261<br>no-foodloss@caa.go.jp    |
| フードバンクと食品事業者等とのマッチングを促し、未利用食品の寄附拡大を目的とする。   | フードバンク                           | フードバンク活動団体一覧   | -   | -   | <b>フードバンク活動団体一覧</b>        | <a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html</a>   | 農林水産省<br>消費・安全局<br>消費者行政・食育課            | 03-3502-5723<br>foodaccess@maff.go.jp    |
| 食料品の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせた支援を行う。   | 都道府県、市区町村<br>→食料品の物価高騰の影響を受けた生活者 | 米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援        | 食料品価格の高騰分等  | 地方公共団体による。  | <b>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</b> | <a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukulin/juutenshien.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukulin/juutenshien.html</a>   | 関係府省庁                                   | 事業実施の有無については、各都道府県・市町村にお問い合わせください。       |
| 物価高騰による生活困窮者の増加に伴い、緊急的な対応が必要であるため、自治体と民間団体との連携の推進等により、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。                | 福祉事務所設置自治体<br>→自立相談支援機関          | <b>1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち</b><br>①支援策の多様化を目的とした特定非営利活動法人や社会福祉法人等との連携強化 | 【①の補助対象経費】<br>(ア)自立相談支援機関が連携する特定非営利活動法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費<br>(イ)フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費<br>(ウ)特定非営利活動法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費<br>(エ)その他自立相談支援機関が特定非営利活動法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費(ただし、特定非営利活動法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。) | 【補助率】<br>国3/4、福祉事務所設置自治体1/4<br><br>【上限】(調整中)<br>・基本基準額・管内自立相談支援機関1箇所あたり4,000千円<br>・②のメニュー利用で以下の金額を加算(2,500千円(1団体あたり50万円。ただし、広域的な支援を実施している場合は100万円。))  | <b>生活困窮者自立支援の機能強化事業</b>    | 各自自治体において実施   | 厚生労働省<br>社会・援護局<br>地域福祉課<br>生活困窮者自立支援室  | 03-6812-7848<br>jiritsu-model@mhlw.go.jp |
|   | 福祉事務所設置自治体<br>→NPO法人、社会福祉法人等     | <b>1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち</b><br>②支援ニーズの増大に対応した地域の特定非営利活動法人等に対する活動支援   | 【②の補助対象経費】<br>地域の生活困窮者自立支援に取り組む上で、必要と認められる支援を実施するために必要な経費(食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑務費等)   | 【②支援対象となる民間団体の要件】<br>・地域の自立相談支援機関と連携が図られていること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、都道府県と連携が図られていること(いずれも、今後連携する予定の場合を含む。)<br>・地域のプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、当該団体又は当該団体が所属するネットワーク等が都道府県と連携することで、地域の生活困窮者への支援に資すると認められること等。   |                            |   |   |  |
| フードバンクによる食品提供の質・量の充実に向けた機能の強化を支援する。   | フードバンク                           | フードバンクによる大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受入れ・提供機能の強化を図るため、未利用食品の輸送費や倉庫・車両の賃借等を支援       | 活動経費、未利用食品の輸送費、倉庫・配送用車両の賃借料、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)の賃借料又は購入費等   | 定額<br>※次に掲げる①から③までの要件を満たし、かつ、④又は⑤の要件を満たすフードバンク又は協議会<br>①令和7年4月1日以前より、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(令和6年12月25日食品寄附等に関する官民協議会作成)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。<br>②食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。<br>③利用者を特定した上で食品を提供すること。<br>④食品廃棄物等多量発生事業者(食料リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。<br>⑤複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 | <b>食品アクセス確保対策事業</b>        | <a href="https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/260302_143_1.html">https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/260302_143_1.html</a>   | 農林水産省<br>消費・安全局<br>消費者行政・食育課            | 03-3502-5723<br>foodaccess@maff.go.jp    |



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算  
令和7年度補正予算版

| 目的   | 実施主体・支援の流れ                | 支援メニュー(例)   | 補助対象経費(例)   | 補助率・上限・要件   | 事業名                        | 公募要領等関連HP   | 担当省庁・局・課                               | 問合せ先(電話・メール)                             |
|--|---------------------------|---|---|---|----------------------------|---|--|--|
| フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げや取組拡大を支援する。  | 民間団体→フードバンク等              | フードバンクやこども食堂等の立上げや取組拡大  | 倉庫・厨房設備・配送用車両の賃借料、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)の賃借料又は購入費等   | 定額<br>※次に掲げる①及び②の要件を満たす食料提供団体(食品アクセス困難者に対する食料提供の充実を図るため、食料提供を行う団体をいう。以下同じ。)<br>①食料提供団体の立上げ又は食品アクセス困難者に対する食料提供の取組の拡大を図る計画を有すること。<br>②利用者を特定した上で食料を提供すること。<br><br>※次に掲げる①及び②の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンクの活動を推進を目的とした協議会(以下「協議会」という。)<br>①フードバンク若しくは協議会の立上げ又は食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。<br>②利用者を特定した上で食品を提供すること。   | 食品アクセス確保<br>緊急支援事業         | <a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/r7hosei_koubou.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/r7hosei_koubou.html</a><br>(公募終了)   | 農林水産省<br>消費・安全局<br>消費者行政・食育課           | 03-3502-5723<br>foodaccess@maff.go.jp    |
| フードバンク等により食品提供の質・量の充実に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクが多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図る。   | 民間団体→フードバンク等              | 未利用食品の受入れ・提供機能の強化   | 活動経費、未利用食品の輸送費、倉庫・配送用車両の賃借料、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)の賃借料又は購入費等   | 定額<br>※次に掲げる①から③までの要件を満たし、かつ、④又は⑤の要件を満たすフードバンク又は協議会<br>①令和7年4月1日以前より、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(令和6年12月25日食品寄附等に関する官民協議会作成)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。<br>②食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。<br>③利用者を特定した上で食品を提供すること。<br>④食品廃棄物等多量発生事業者(食料リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。<br>⑤複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 | 食品アクセス確保<br>緊急支援事業         | <a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/r7hosei_koubou.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/r7hosei_koubou.html</a><br>(公募終了)   | 農林水産省<br>消費・安全局<br>消費者行政・食育課           | 03-3502-5723<br>foodaccess@maff.go.jp    |
| 安全・安心な消費生活の実現のために国が特に必要と考え推進する施策を地域において実現すること等により、消費者政策全体の機能強化を図る。食品ロスの削減を推進するため、重点課題対応型として、フードバンク団体等の活動を支援する。   | 都道府県、市区町村→フードバンク等         | 食品ロス削減の普及・促進  | フードバンク団体等への支援費用   | 1/2補助   | 地方消費者行政強化交付金(食品ロス関係部分)     | <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/">https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/</a> | 消費者庁<br>消費者教育推進課<br>食品ロス削減推進室          | 03-3507-9244<br>no-foodloss@caa.go.jp    |
| 物価高騰の影響下において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を行う民間団体の活動を推進する。  | (独)福祉医療機構→NPO法人等民間団体      | (独)福祉医療機構において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、就労に向けた支援、食料の支援、こどもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、その他生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組へ助成<br>※地域のフードバンク等の社会資源と連携したり、フードバンクを運営する等、食料等の物資を提供することを通じて生活困窮者等を支援する事業については、助成事業選定において優先的に採択 | 助成対象事業を実施するために必要な以下の経費<br>謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料損料(会場借料含む)、家賃、備品購入費、消耗品費(燃料費、食料費及び会議費含む)、印刷製本費、通信運搬費、資金、委託費、保険料、雑役務費、光熱水費、修繕費 | 【補助率】<br>定額<br><br>【上限】<br>①全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体:上限2,000万円<br>②2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体:上限900万円<br>③同一都道府県内で支援活動を行う団体:上限700万円  | 生活困窮者等支援<br>民間団体活動助成<br>事業 | <a href="https://www.wam.go.jp/hp/r7hosei_wamj/yosei/">https://www.wam.go.jp/hp/r7hosei_wamj/yosei/</a>   | 厚生労働省<br>社会・援護局<br>地域福祉課<br>生活困窮者自立支援室 | 03-6812-7848<br>jiritsu-model@mhlw.go.jp |
| 児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども食堂等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることが出来る体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。 | ①及び②:市町村(特別区含む)<br>③:都道府県 | ①市町村からこども食堂を行う民間団体等への委託等により、支援対象児童の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施<br>②①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化<br>③都道府県等から中間支援法人への委託等により、当該事業の未実施地域等において、支援対象児童の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施  | 支援対象児童等見守り強化事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役員費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等   | *補助率2/3又は1/2<br>①及び②:国2/3(市町村1/3)又は国1/2(市町村1/3)<br>③:国2/3(都道府県1/3)又は国1/2(都道府県1/2)<br><br>*補助基準額<br>①:1か所当たり 7,497千円<br>②:1か所当たり 5,335千円<br>③:1都道府県当たり 60,000千円(十周知啓発加算28千円)   | 支援対象児童等見守り強化事業             | 各自自治体において実施   | こども家庭庁<br>支援局<br>虐待防止対策課               | 03-6859-0103<br>jiddounetwork@cfa.go.jp  |



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算  
令和7年度補正予算版

| 目的   | 実施主体・支援の流れ  | 支援メニュー(例)   | 補助対象経費(例)  | 補助率・上限・要件  | 事業名                    | 公募要領等関連HP   | 担当省庁・局・課                         | 問合せ先(電話・メール)   |
|--|---|---|--|--|------------------------|---|----------------------------------|--|
| 支援が必要な子どもを早期発見し、行政の適切な機関につなげることを目的として、都道府県・市区町村を通じて、子ども食堂等の居場所における食事の提供やその立上げ等、地域において子どもが気軽に立ち寄ることができる場所の提供に係る取組を支援。 | 都道府県・市区町村<br>→子ども食堂等  | ア 通常実施型(開催頻度等の要件なし)<br>年間を通じて食事(子ども食堂等)や子ども用品(文房具、生理用品、おむつ等)の提供等を行う<br>イ 長期休暇期間集中実施型(開催頻度等の要件あり)<br>長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所等で食事(居場所モデル)、又は子ども宅食やフードパントリーの実施による食事支援(宅食モデル)を実施<br>ウ 体験・交流・学習支援提供型<br>多様な人物との出会いを通して将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う<br>エ 備品等購入支援<br>①立上げ支援:既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する<br>②継続支援:子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する<br>オ 環境整備支援(地域で子ども等を支援するための仕組みづくり)<br>相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子ども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う<br>カ その他上記に類する事業 | 地域子どもの生活支援強化事業実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金 | ・補助率2/3又は1/2<br>・補助基準額:最大15,743千円(要支援児童等支援強化加算と合わせて最大18,335千円)                                     | 地域子どもの生活支援強化事業         | <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/seikatsushien/">https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/seikatsushien/</a>               | 子ども家庭庁<br>支援局<br>家庭福祉課           | 子どもの貧困対策担当<br>03-6859-0183<br>taisaku.kodomonohinkon@cfa.go.jp |
| 子どもの貧困や孤独・孤立への支援のため、広域的に運営支援等を行う民間団体(中間支援法人)を通して、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等による、ひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等への食事の提供等の取組を支援。      | 社会福祉法人、NPO法人等の<br>営利を目的としない民間団体<br>(中間支援法人)<br>→子ども食堂等  | 中間支援法人が採択した子ども食堂等に対する助成事業   | 賞金、謝礼金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議費、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料)、委託費、借料及び賃料、備品購入費、負担金、補助及び交付金  | 【補助率】<br>定額(国:10/10相当)<br><br>【補助基準額】<br>1法人当たり:169,000千円<br><br>【実施主体】<br>特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 | ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業    | <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-syokujiki-koubou">https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-syokujiki-koubou</a>     | 子ども家庭庁<br>支援局<br>家庭福祉課           | 子どもの貧困対策担当<br>03-6859-0183<br>taisaku.kodomonohinkon@cfa.go.jp |
| 次期食育推進計画の推進に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。   | ①都道府県を通じた取組:都道府県一民間団体等(都道府県、市区町村を含む)<br>②都道府県域を越えた取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む)<br>③「産地・生産者への理解向上」の取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む)<br>④「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組:民間団体一生産者団体等(都道府県、市区町村を含む) | 子ども食堂等の共食の場の提供等   | 共食の機会の提供に係る費用等   | 1/2補助<br>※食材費について<br>①都道府県を通じた取組:補助上限額100万円(交付上限額50万円)<br>②都道府県域を越えた取組:補助上限額300万円(交付上限額150万円)      | 消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進 | <a href="https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r8.html">https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r8.html</a>                 | 農林水産省<br>消費・安全局<br>消費者行政・食育課     | 食育推進G<br>03-6738-6558<br>shokuiku@maff.go.jp                   |
| 都市農業の振興を図るため、都市農業の多様な機能の発揮に資する取組を支援する。   | 都道府県、市区町村、<br>民間団体等   | 都市農業共生推進等地域支援事業のうちモデル支援型(都市農地で生産した農産物の子ども食堂への提供等)   | 賞金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修費   | 定額<br>※上限額(メニューに応じて、100~700万円)   | 農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策 | <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougvo/hojo_gaiyou.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougvo/hojo_gaiyou.html</a> | 農林水産省<br>農村振興局<br>農村計画課<br>都市農業室 | 03-3502-5948<br>nouseonkeikaku_ML@maff.go.jp                   |
| エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせた支援を行う。   | 都道府県、市区町村<br>→エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者   | エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援<br>※子ども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配慮支援等  | エネルギー・食料品価格の高騰分等   | 地方公共団体による。   | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金    | <a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html</a>             | 関係府省庁                            | 事業実施の有無については、各都道府県・市町村にお問い合わせください。                             |



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算  
令和7年度補正予算版

| 目的   | 実施主体・支援の流れ         | 支援メニュー(例)  | 補助対象経費(例) | 補助率・上限・要件   | 事業名                     | 公募要領等関連HP   | 担当省庁・局・課   | 問合せ先(電話・メール)                              |
|--|--------------------|------------|-----------|---|-------------------------|---|--|---|
| 政府備蓄米を活用して、学校等給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂や子ども宅食、フードバンクに対して、ごはん食の推進を図るための取組を支援する。      | 子ども食堂・子ども宅食、フードバンク | 政府備蓄米の無償交付 | -         | <p>【食事食材提供団体の交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、子どもにごはんとして提供、又は、子育て家庭に直接配付すること。</li> <li>・食事又は食材の提供を行う場所で、子どもにごはんの魅力などを伝える食育の取組を行うこと。</li> <li>・1申請当たり上限600kg</li> </ul> <p>【フードバンクの交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンクにおいて、食育の一環としてごはん食の推進に取組む営利を目的としない団体等に政府備蓄米を提供すること等。</li> <li>・フードバンクが提供するために必要な米穀の数量から、自ら調達できるものを差し引いた数量を交付。ただし、前年度の食品の取扱実績の1/5を超えない範囲とする(50トン上限)。</li> </ul> | 政府備蓄米の無償交付              | <a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html</a> | 農林水産省<br>農産局<br>穀物課<br>米麦流通加工対策室   | 03-3502-7950<br>syokuiku_gohan@maff.go.jp |
| 国の災害用備蓄食品について、経済的理由により十分な食料を手できない方への支援や食品ロス削減の観点から、入替えにより災害用備蓄食品としての役割を終えたものについて、フードバンク団体等へ提供する。 | フードバンク等            | 災害用備蓄食品の提供 | -         | -   | 国の災害用備蓄食品の有効活用          | <a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/saigaiportal.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/saigaiportal.html</a> | 内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、デジタル庁、国立国会図書館、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(LMO) | 各府省庁に直接ご連絡ください。                           |
| 食品アクセスの確保に関する関係省庁の支援策や先進事例集、経済的アクセスの確保に取り組む地域の実態を把握するための全国市町村アンケート調査等の情報を発信する。                   | -                  | -          | -         | -   | 「円滑な食品アクセスの確保」ウェブサイトの運営 | <a href="https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html">https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html</a>               | 農林水産省<br>消費・安全局<br>消費者行政・食育課   | 03-3502-5723<br>foodaccess@maff.go.jp     |